

# 市道認定基準の細則

20210401

## 1. 設計の基本

- (1) 道路計画は、施工区域外の既存公共施設との関連及び市民の利便性を考慮し、避難上及び車両の通行上支障のない形状で、適切に維持管理ができる構造とする。
- (2) 道路の線形は直線を基本とし、交差・屈曲部については見通しに配慮した線形とする。
- (3) 道路又は側溝の面より造成地面が高い場合は、擁壁等を設置して宅地面の雨水が道路等に流入しない構造とする。
- (4) 宅地雨水は宅地内処理を行い道路側溝等に流入させないこと。
- (5) 計画道路が信号機のある交差点、あるいは国道・県道と接道する場合、また、安曇野市が必要と認める場合は、公安委員会、国道・県道管理者等、関係機関と別途協議を行い承認を受けること。

## 2. 道路の縦断勾配及び横断勾配

- (1) 計画道路の縦断勾配は1%以上、9%以下とする。
- (2) 計画道路の横断勾配は両側1%以上、2%以下とする。

## 3. 道路の幅員

- (1) 設置する道路が通り抜けできる場合の幅員は、側溝、側壁等を除き有効幅員で4.0m以上とし袋路状の場合の幅員は、側溝、側壁等を除き有効幅員で5.0m以上とする。
- (2) 歩車道を区別する場合の歩道幅員は1.5m以上とする。

## 4. 袋路状の道路

原則として認めない、要綱第4条第2号の場合は特認条項であり、終端及び必要な箇所に自動車の転回広場が設けられていること。

## 5. 道路の交差・屈曲

- (1) 道路の平面交差は直角又は直角に近い角度とする。
- (2) 交差部には必ず隅切りを設けること、その基準は別表のとおり。
- (3) 屈曲部には曲線を設置すること、当該道路の幅員に応じ次の表に掲げる数値以上とする。

(単位 メートル)

道路幅員	12	9	6	5	4
曲線半径	150	100	60	30	15

## 6. 道路の側溝・側壁（擁壁）

- (1) 道路の両側に勾配1.0%以上の排水側溝を設けること。
- (2) 排水側溝の構造は、特殊車道用U字溝、ロングU、自由勾配側溝を標準として、内径30cm以上、荷加重20t以上で、維持管理に支障がない構造とする。  
連続して蓋をかぶせる時は、10mに1m又は5mに50cmのグレーチングを設置。  
また、プレキャストL型側溝（PL2型）を使用する場合は袋路状道路の転回広場に限る。
- (3) 道路を横断する側溝については、維持管理に支障のない構造で、グレーチングねじ止め仕様、内径30cm以上、荷加重25tとする。
- (4) 側壁（擁壁）の構造については、現地の地形、地質及び周辺の状態等を考慮してその都度協議する。  
ただし、現場打ち施工の場合は天端幅15cm以上とする。
- (5) 道路側溝、側壁（擁壁）の設計、施工については長野県土木部発行の土木構造物標準設計を基準とする。

## 7. 道路舗装

- (1) アスファルト及びコンクリート舗装の仕上厚は現場CBR 3以上、設計凍結深 40 cmを最低基準とし、その都度協議した厚さとする。
- (2) アスファルト舗装は、下層路盤仕上厚 20 cm以上、上層路盤仕上厚 10 cm以上、表層仕上厚 4 cm以上とする。
- (3) コンクリート舗装は、幹・支線とも下層路盤仕上厚 20 cm以上、上層路盤仕上厚 10 cm以上、表層仕上厚 10 cm以上とし補強鉄筋として異径丸鋼Φ13mm以上を同時に施工する。
- (4) その他、土質、標高により路盤仕上厚を別途協議のうえ変更する

## 8. 橋梁

橋梁は関係機関と協議し既設水路断面等を考慮のうえボックスカルバート及びRC現場打ち床版等の永久構造物とする。

## 9. 安全施設

道路交通上危険と思われる箇所には適切な位置にガードレール(C種以上)、カーブミラー(ステンレス製Φ800mm以上)、道路照明等の安全施設を設置すること。  
また、路面表示として加熱ペイント式外側線(幅 15 cm以上)等を舗装竣工後に施工すること。

### 10. 排水浸透枡設置基準

- (1) 縦 1.2m以上\*横 1.2m以上又は、直径 1.2m以上で、浸透能力があり維持管理ができる構造(ステップ等の設置)とし、深さは礫層に達するまでとする(最少深さ 2.5m以上)。
- (2) マンホール蓋は、鉄製又は鋳鉄製(Φ600mm荷加重 25 t)のものとし、受け枠とチェーンで結ぶこと。内部に転落防止設備も合わせて設置すること。
- (3) マンホールの蓋の文字は、雨水又は浸透枡と表示する。

### 11. 道路占用物件等

上水道管、下水道管、ガス配管、電線管等の占用物がある場合は、その管理者が道路管理者と事前に協議を行い、竣工検査後新規に道路占用申請を行うこと。

### 12. 道路敷地の権利等

道路敷地は要綱第2条第4号の規定により市に無償寄付されるものであり、第三者の権利が存在しないこと、寄付する者に所有権が登記されていること等、権利関係が明確にされていること。

### 13. 工事関係手順等

- (1) 工事着手前
  - ①設計監理業者名、その現場代理人及び主任技術者の氏名の提出
  - ②工事施工業者名、その現場代理人及び主任技術者の氏名の提出
  - ③工事施工計画書、材料承認願い及び道路管理者の指示する書類の提出
- (2) 工事中
  - ①道路管理者との打ち合わせ
  - ②道路管理者の指示する書類の提出
- (3) 工事完了後
  - ①要綱第4条に定める書類の提出
  - ②竣工平面図、構造図、出来型展開図及び道路管理者の指示する図面の提出
  - ③施工前、施工状況、検測状況及び道路管理者の指示する写真の提出
  - ④検査記録表、品質管理記録表及び道路管理者の指示する書類の提出
  - ⑤その他道路管理者の指示する物品の提出

(4) 品質管理基準

- ①市が発注する道路改良工事の品質管理基準を準用する
- ②砂置換による密度試験は概ね 300 m<sup>3</sup>に 1 箇所とする
- ③現場抜き取りコア厚さ及び密度抽出試験は概ね 300 m<sup>3</sup>に 1 箇所とする
- ④アスファルト温度管理はトラック 1 台毎とする
- ⑤コンクリートスランプ・空気量測定は 10 m<sup>3</sup>に 1 回とする

(5) その他

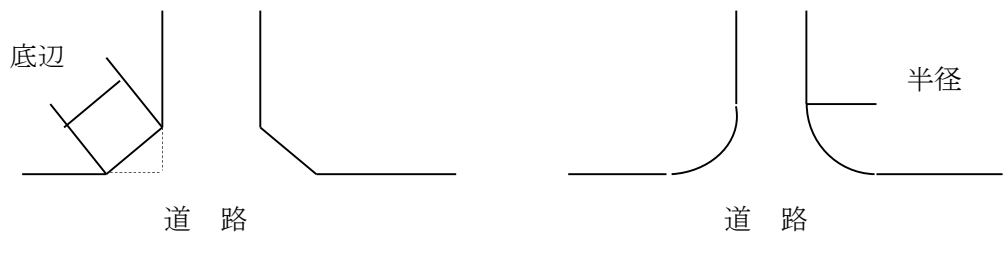
- ①道路に埋設物がある場合は写真確認の方法が最良であるから落ちの無いように撮影を行う
- ②かし担保責任の存続期間は、完了検査合格の日から 2 年以内とする。ただし、申請者の故意又は重大な過失により生じたかしについては 10 年とする。

道路の隅切り

道路の交差角は原則として 45 度以上とし、その隅切りは次の表を基準とする。(m)

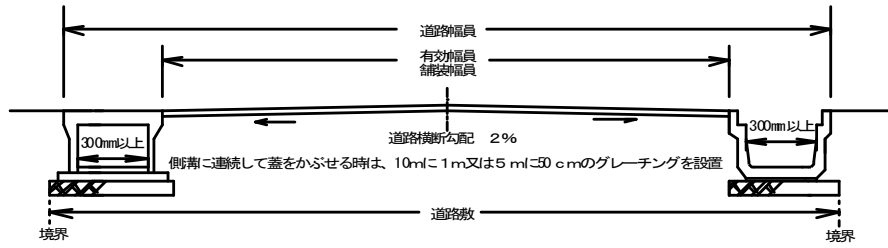
道路幅員	隅切りの方法 道路幅員 交差角	隅切りを直線とする場合の底辺					隅切りを円弧とする場合の半径				
		4 m 以下	6 m 以下	9 m 以下	12m 以下	15m 以下	4 m 以下	6 m 以下	9 m 以下	12m 以下	15m 以下
4 m 以下	60 以下	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3
	90 前後 (61° ~119° )	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	120 以上	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
6 m 以下	60 以下		6	6	6	6		5	5	5	5
	90 前後 (61° ~119° )		5	5	5	5		5	5	5	5
	120 以上		4	4	4	4		4	4	4	4
9 m 以下	60 以下			6	6	6			6	6	6
	90 前後 (61° ~119° )			5	5	5			5	5	5
	120 以上			4	4	4			4	4	4
12m 以下	60 以下				8	8				6	6
	90 前後 (61° ~119° )				6	6				6	6
	120 以上				4	4				4	4
15m 以下	60 以下					10					8
	90 前後 (61° ~119° )					8					8
	120 以上					6					6

※隅切りは、二等辺三角形を基本として底辺を設定すること。

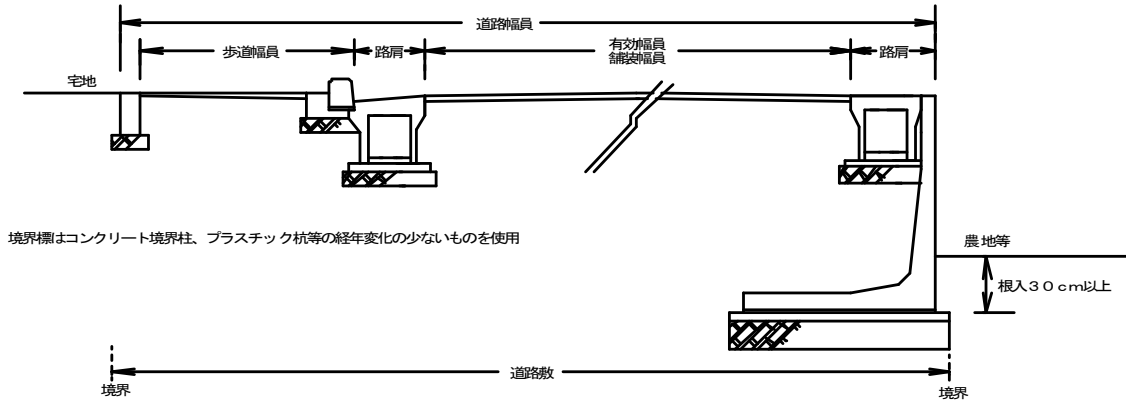


## 道路幅員のとりかた及び道路側溝の基準

道路側溝にU字型側溝及び自由勾配側溝等を使用する場合



歩道を設置する場合及び側壁（擁壁）を設置する場合



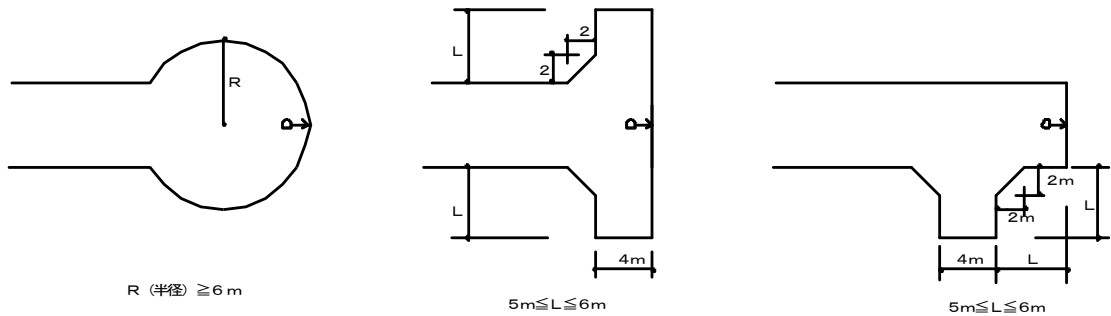
境界標はコンクリート境界柱、プラスチック杭等の経年変化の少ないものを使用

## 袋路状道路の転回広場の基準

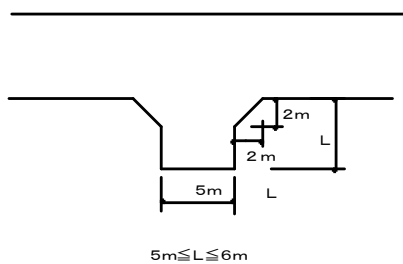
袋路状道路とはその一端のみが認定道路に接続している、I字、L字、P字、Q字等の道路をいう。

住民の避難及び通行の安全上支障なく適切に維持管理されるために避難通路及び転回広場路を設置すること。

転回広場を終端に設置する場合（数値は有効幅員）



転回広場を道路の途中に設置する場合（数値は有効幅員）



プレキャストL型側溝は転回広場のみ使用可能

